

平成二十五年農林水産省令第六十五号

別記様式

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為的是正等に関する特別措置法第十五条第一項又は第二項の規定による立入検査をする農林水産省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為的是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号)第十五条の規定を実施するため消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為的是正等に関する特別措置法第十五条第一項又は第二項の規定による立入検査をする農林水産省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為的是正等に関する特別措置法第十五条第一項又は第二項の規定による立入検査をする農林水産省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

附 則  
この省令は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為的是正等に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

表

第 一 身 分 証 明 書	サイン
下記の事項に該する者に、正しく本件の規則の規定による立入検査をする行為的是正等に関する特別措置法第十五条第一項又は第二項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。	
官 公 氏 名 年 月 日 生 職林水産大臣 印	
年 月 日 発 行	

表

前事項の内容は、正しく本件の規則の規定による立入検査をする行為的是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号)第十五条第一項又は第二項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。	
第1条 公正取引委員会、主税大臣又は中小企業庁長官は、第3条の規定による立入検査をする行為的是正等に関する特別措置法第十五条第一項又は第二項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。	
2. 内閣府理人、公正取引委員会、主税大臣又は中小企業庁長官は、第3条の規定による立入検査をする行為的是正等に関する特別措置法第十五条第一項又は第二項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。	
3. 独立行政法人、公的年金基金、主税大臣又は中小企業庁長官は、第3条の規定による立入検査をする行為的是正等に関する特別措置法第十五条第一項又は第二項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。	